

平成18年第1回三笠市議会定例会

平成18年3月24日(第4日目)

議事次第(第4号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 教育行政報告(追加)
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 諸般報告について(教育行政報告) |
| 日程第2 | 議案第2号から議案第9号まで、議案第11号から議案第14号まで、議案第18号及び議案第26号から議案第28号までについて(委報第1号) |
| 日程第3 | 議案第10号、議案第15号から議案第17号まで及び議案第19号から議案第25号までについて(委報第2号) |
| 日程第4 | 議案第29号 三笠市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第30号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第6 | 意見書案第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書 |
| 日程第7 | 意見書案第2号 少子化対策の一環として学校給食費の無料化を求める意見書 |

出席議員(15名)

議 長	9番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6番	田 中 茉莉子 氏
	1番	晴 山 貞 光 氏		2番	斉 藤 勲 氏
	3番	齊 藤 且 氏		4番	佐 藤 孝 治 氏
	5番	儀 惣 淳 一 氏		7番	藤 浪 成 憲 氏
	8番	高 橋 守 氏		10番	猿 田 重 夫 氏
	11番	谷 津 邦 夫 氏		13番	森 田 三 男 氏
	14番	熊 谷 進 氏		15番	岩 崎 賢 治 氏
	16番	阿 部 進 氏			

欠席議員(0名)

市 長	小林 和 男 氏	助 役	西 村 和 義 氏
企画総務部長	森 原 裕 氏	企画振興課長	富 樫 誠 氏
総務課長	澤 上 弘 一 氏	財務課長	磯 瀨 孝 氏
環境福祉部長	黒 田 憲 治 氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内 田 克 広 氏
保健福祉課長	松 橋 義 明 氏	経済建設部長	西 城 賢 策 氏
建設管理課長	北 山 一 幸 氏	水道課長	作佐部 盛 秀 氏
行革推進部長	木 澤 榮 氏	教 育 長	富 樫 繁 樹 氏
教育次長	吉 田 正 幸 氏	学校教育課長	中 村 正 法 氏
社会教育課長	田 中 哲 也 氏	病院事務局長	深 田 智 明 氏
病院管理課長	佐 藤 健 治 氏	消 防 長	作佐部 康 則 氏
監 査 委 員	杉 田 忠 正 氏	監査委員事務局長	前 田 貢 氏
出席事務局職員			
議会事務局長	本 田 稔 雄 氏	総務係長	小 田 弘 幸 氏

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

教育行政報告の追加について。

教育長から報告を求めます。

教育長、登壇報告願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号市内小中学校教職員の人事についてであります。

まず、校長人事であります。退職者2名、転出者が2名であり、転入者は4名であります。

次に、教頭人事は、転出者、転入者ともそれぞれ2名であり、転入者のうち1名が教頭昇任であります。

一般教職員の人事については、退職者1名と転出者が10名であり、新採用が2名と、転入者は10名となっております。

以上、人事異動の全体につきましては、退職者を含めた転出者が17名に対し、新採用と転入者は18名で、差し引き1名の定数増となり、平成18年度当初の定数は97名となるものであります。

次に、報告第2号平成17年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。

17年度の卒業生は103名であります。3月17日現在における進学者は99名で、率で96.1%、未定が4名で3.9%の内訳となっております。

学校別の内訳につきましては、別表のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、報告第3号三笠高等学校教職員人事についてであります。

教職員の人事につきましては、転出者が2名、転入者が2名となっております。

この結果、平成18年度当初定数は、昨年と同じく23名となります。

次に、報告第4号平成18年度三笠高等学校の合格者の状況であります。

募集状況につきましては、平成18年度は間口2学級、定数80名に対し、第1次の受検者は42名であり、当日欠席1名を省く41名が合格となりました。現時点における入学予定者数は41名であります。また、第2次募集につきましては、3月27日から29

日まで応募しており、合格発表は3月31日となっておりますので、最終合格者の数は若干の増が生じ、2間口は確保される見込みであります。

最後に、報告第5号平成17年度三笠高等学校の卒業生の進路状況であります。3月17日現在で別紙のとおりとなっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第4号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、報告第5号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第2 議案第2号から議案第9号まで、議案第11号から議案第14号まで、議案第18号及び議案第26号から議案第28号までについて(委報第1号)

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 委報第1号、議案第2号から議案第9号まで、議案第11号から議案第14号まで、議案第18号及び議案第26号から議案第28号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において第1予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

（第1予算審査特別委員長藤浪成憲氏 登壇）

第1予算審査特別委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第2号から議案第9号まで、議案第11号から議案

第14号まで、議案第18号及び議案第26号から議案第28号までの計16件であり、以下、順次報告いたしますが、審査の詳細につきましては一部省略し、簡略に御報告いたしますので、御了承賜りたいと思います。なお、御配付の文書及び説明資料についても、省略をさせていただきます。また、審査の順序につきましては、審査日程表に基づき質疑を行ったところであります。

初めに、「議案第2号三笠市国民保護協議会条例の制定について」であります。主な質疑としまして、国の主導による条例制定と理解するが、全道市町村に協議会を設置するに当たり、三笠市だけが防災会議と一体となるのか。または、国から何らかの指導があるのかとの質疑に対し、指導はないが、国は消防庁が所管となっている。各自治体においても防災担当課がメインとなっているので、当市は生活安全センターを担当としたとの答弁がありました。「武力攻撃」「不測の事態」など、平和な社会から見れば違和感を覚える表現だが、行政の認識はどうかとの質疑に対し、武力攻撃などと言われても想定しにくく、ぴんと来ないが、今回の協議会を設置する根拠法は、武力攻撃から国民の命や身体、財産を保護するために定められた法律であり、国、市町村の責務が定められている。消防庁から市町村の国民保護モデル計画素案が示されており、それに基づき作成していくが、その中でも武力攻撃事態等の表現が含まれているので、案に基づいて作成しなければならないと考えているとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第2号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第3号三笠市障害者自立支援条例の制定について」及び「議案第4号三笠市身体障害者等支援費条例の一部を改正する等の条例の制定について」は、関連する議案であるため、一括審査を行い、主な質疑として、障害の程度を判定する審査会は後から条例改正を行うのか。また、身障者医療施設について、低所得者に係る利用料は2.147倍の引き上げとなるが、補足給付をしてこれだけの負担となっているので、対象者の負担が大きくなる。行政として何か検討はされたかとの質疑に対し、審査会については、国の政令等詳細が3月初めに出ていなかったもので、具体性がなく条例化できなかった。今後明らかになった段階で、条例化を進める。また、利用料については、障害者自立支援法に基づく国の決定額を適用しているもので、国の単価に基づいて負担をしていただく趣旨なのでご理解願いたいとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第3号及び議案第4号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第5号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第6号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連する議案であるため、一括審査を行い、主な質疑としまして、行革推進部を廃止し、総務課に行政評価、人事評価の担当主幹を配置し、新年度から施行するが、今後の見通しはどうか。また、多年次にわたる経過的事業について、中間評価はどのように考えているかとの質疑に対し、評価制度は一定の制度案が作成され、内容を行革推進本部会議にかけているところである。3月末までには本部案をまとめ上げ、4月から施行したい。特に、行政評価に

については、事前評価と事後評価をどうするか、最終的な詰めを行っている段階である。また、継続事業については、中間評価も取り入れていきたいとの答弁がありました。

平成32年までに150名体制を目指すには、ますます縮小した組織にならざるを得ないと思うが、今後も部制を継続していくのかとの質疑に対して、部制のメリット、デメリットはそれぞれあるが、当面は部制をしきたい。金銭的な面でのメリットは余りないが、職員の意欲には少なからず影響がある。150名体制を確立するため、課の統合は避けられない。現時点で明確な回答はできないが、これからの根本的な課題ととらえたいとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第5号及び議案第6号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号三笠市職員給与条例及び公益法人等への三笠市職員派遣等条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第8号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例及び三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。主な質疑としまして、バス停留所の変更など、市民から要請があつて改正する場合、陸運局への申請手続手順、許可までの時間はどのくらいかかるのかとの質疑に対し、今回の変更を例に挙げると、幌内線は道道なので、札幌土木現業所との協議に約3週間、その後、警察との協議が1週間、すべての書類がそろつて陸運局に書類を提出する。道路管理者と警察の間で問題がなければ、陸運局もスムーズに許可するので、期間は1カ月程度であるとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第9号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。主な質疑として、給食サービスの廃止について、現在のサービス受給者は今後どう対応するのか。また、新規に希望者が出てきた場合はどう対応するのかとの質疑に対し、原則的には国・道の補助が廃止され、介護保険についても施設に係る食費は実費となったので、同様の扱いとするためにサービスは廃止したい。これから対象者に具体的な対応を図っていく。また、新規の給食サービス希望者に対しては、引き続き、ふれあい健康センターで事業者にあっせんをしていくなど、窓口的な役割を担いたいとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第11号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第13号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号平成17年度三笠市一般会計補正予算（第6回）について」は、審査の順序としまして、補正予算総括表、歳出各款ごと、歳入、地方債、予算事項別明細

書、補正予算書の順に審査を行いました。

最初に、補正予算総括表については質疑がなく、次に歳出の審査に入り、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第6款農林水産業費については質疑がなく、第8款土木費の主な質疑としまして、除排雪について、地区によっては相当のばらつきがあると聞いている。工夫して経費節減に努めるのはよいが、災害時に救急車や消防車が往来できず被害が拡大したとなつては、行政責任が問われる。幹線道路についても、1回しか排雪していない地区もあるので、もう少し検討する必要があるのではないかとこの質疑に対して、雪害対策は最大の課題としてしっかり取り組んでいる。排雪については、三笠地区の幹線部は2回実施している。弥生、幾春別、唐松などは空き地が目立ってきており、土地所有者に了解をもらって雪を押し込んでいるので、排雪する環境ではなくなっているのが実態である。排雪の必要性については、常時監視をし、重大な障害が生じないように努めていきたいとの答弁があった。

次に、歳入の審査に入り、主な質疑として、財政調整積立金の推移を正確に把握するのは難しいと思うが、ここ二、三年の積み立ては微増が続いているので、5年先の中期的な将来をどう見詰めるか、財政的な立場から見解を聞きたいとの質疑に対し、平成17年度の特別交付税については、昨年から見ると5,800万円落ち込んでいる。18年度予算についても、特別交付税は9億2,000万円としているので、今年度と比較しても予算ベースで5,000万円落ち込んでいる。5年後どうなるかについては、一番の課題が三位一体改革が18年度で第1期が終わるので、その後がどんな展開になっていくのか、その部分を踏まえないとなかなか見通しが立たないので、現段階では明確に回答することはできないので御理解いただきたいとの答弁がありました。

次に、地方債、予算事項別明細書、補正予算書については、特段の質疑もなく、議案第14号については、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号土地の取得について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号市道路線の廃止について」及び「議案第28号市道路線の認定について」は、関連する議案であるため、一括審査を行い、主な質疑としまして、新たに認定される路線は北海道からの移管は終わっているのか。また、対象区間の道路の補修等はどうなっているのかとの質疑に対し、今回の路線は4月1日付移管で準備を進めている。この区間は平成16年、17年の2カ年で整備を行っている。補修に当たっては、町内会役員にも要望を確認し行っている。秋から冬にかけての区間もあったので、一部は雪が解けた後に札幌土木現業所、三笠市、町内会で立ち会いして確認する予定であるとの答弁あり、特段の討論もなく、議案第27号及び議案第28号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号平成18年度三笠市一般会計予算について」は、審査の順序としまして、一般会計共通事項、歳出各款ごと、歳入全般の順に審査を行いました。

最初に、一般会計共通事項については質疑はなく、次に各款の審査に入り、第1款議会費については質疑がなく、第2款総務費の主な質疑としまして、財政状況が厳しい中で言いにくいことだが、市庁舎の建てかえについて新年度から何らかの計画を立てるべきではないかとの質疑に対し、昭和31年の建設で50年が経過しようとしている。この庁舎は十二分に利活用してきた。今の時代、いろいろ手法があると思うので検討させてほしいとの答弁がありました。

次に、第12款職員費、第3款民生費については質疑はなく、第4款衛生費の質疑としまして、バイオマス構想推進事業について、道央油化の経緯もあるので慎重であるべきであり、問題はコスト面で採算がとれるのかどうか。また、今回は全額国庫支出金となり、市の持ち出しはないが、建設費総体に対し、どの程度国の補助金等が見込めるのかとの質疑に対し、この事業は生ごみを分別し、有機肥料をつくり、品質のよい三笠ブランドの名前を持った野菜を販売する事業であり、これがトータル的にいけば、非常によい事業とと思っている。現在、生ごみの処理は市の事業であり、現在委託して事業実施している。平成18年度予算として、1億4,000万円がすべてのごみ処理に係る費用であり、この1億4,000万円の中で生ごみに関する経費が減った分を別の会社に移行できないかと思っている。このランニングコストを転化できれば、市としては理想的であるが、この辺の詰めが残っていると、農業者との詰めが残っている。この詰めが最後までいかなければ、事業化は難しいと思っている。イニシャルコストについては、市は一切負担しない。国・道2分の1、民間2分の1という前提で話をしている。ただし、手続等については応援しなければならない。事業化の見通しが立たなければ、実施設計の予算執行もしないとの答弁がありました。

次に、結論が出る見通しはいつか。また、農業者や農業団体との協議はどのようになっているかとの質疑に対し、平成19年度から事業化できれば理想と思っている。そのために建設費等、6月議会に補正予算を組みたいと思っている。したがって、6月議会前までに結論を出さなければと思っている。市の持ち出しはないが、制度的に市を通さなければならないので、補正予算を組まなければならない。また、農業者の関係については、実際に実施しているところがあるので、この2、3月にかけて現地を見てもらっている段階である。今年度、その堆肥を利用し、試験的にでも取り組んでいければという話が進んでいるとの答弁がありました。

次に、第5款労働費については質疑はなく、次に第6款農林水産業費の質疑として、温浴施設の誘致について、民間企業と折衝しているようだが、成功すればイオンにとっても相乗効果が上がるという観点から、イオンとの折衝状況はどうか。また、いつごろになるとめどが出せるのかとの質疑に対し、イオンとの折衝をどうしようとは考えていない。この民間企業一本に絞って考えており、しっかり対応したい。ただ、成功したときに、可能であれば施設をイオンとつなげないのかということは検討してきているが、間に道道があり、難しさがある。また、めどについては、希望として6月定例会に示せないか

と思っている。ただ、相手がいることなので、検討している段階。道内でも介護予防関連を含めて札幌を中心にかなり動きがある。その辺がかぎと考えているとの答弁がありました。

有害鳥獣の捕獲について、委託の内訳はどのようになっているかとの質疑に対し、シカ、クマ、カラスは猟友会、アライグマは網わなの会とそれぞれ委託して駆除している。近年の状況としては、アライグマが今年度、現段階で29頭の駆除、特に多いのはシカで、駆除だけで今年は93頭、猟友会独自の分を足すと毎年200頭前後になる。委託組織の現状としては、アライグマの網わなの会は各地区の農業者の方が8名、猟友会は23名。委託経費90万6,000円の内訳としては、団体の直接委託経費は約35万円、残りはわなの購入、クマ出没時に注意看板の設置などとなっているとの答弁がありました。

次に、第7款商工費の質疑として、桂沢観光ホテルについて経営資金の償還延期等の状況など、会社経営の実情を考えると、カーペットの張りかえについて、筋論として違うとは思いますが、行政費で支出するのはやむを得ない。しかし、1億1,000万円の貸付金について不良債権化されることが懸念される。現段階での流動資産は幾らかとの質疑に対し、流動資産について、平成16年度末の段階では990万円となっているとの答弁がありました。

経営資金貸付金の償還金延期の関係からいくと、990万円の流動資産が現段階では相当少なくなっていると思われる。流動資産がゼロに近づくと運転資金がなくなるので、新たに資金調達が必要と思うが、1億1,000万円のほかにまた市からの追い貸しが出てくるのではないかとの質疑に対し、基本的に今のところ追い貸しは考えていない。原価率を下げるなどして経営工夫できないかということは何度も話し合っているが、施設がかなり老朽化している。客のニーズとして露天ぶろがないかなどの問い合わせもあるが、施設の改修にお金がかかけられないなど、客のニーズにこたえられない状況であり、非常に厳しい。年度をまたぐのに、1,500万円程度必要であり、そのために経営努力しているが、新たな貸し付けが起きないように、より一層の経営努力をしてもらうことで強く申し入れているとの答弁がありました。

次に、第9款消防費の質疑としまして、救助工作車の購入について、ここ数年で行革の一環として職員削減を行っており、その関係から近代的機材に更新していくことが命題だと思うが、今後3年から5年先の必要機材について財政担当とのヒアリングを実施しているかどうかとの質疑に対し、更新計画については、毎年財政担当と協議をしている。その結果として18年度救助工作車の購入となっているとの答弁がありました。

職員研修について、今までは薬剤投与の講習会を資格のある人が定期的に行ってきいていないのか。また、このような特別な講習は毎年受けるのかとの質疑に対し、救急救命士の薬剤投与については、昨年医師の専門委員会での決定があり、平成18年度から初めて薬剤投与の講習ができる。救急救命士の薬剤投与はエピネフリン1種類であり、心臓等の停止の際、血圧の上昇と心臓の働きを助ける薬である。ただ、この講習を受講しても、医師の

指示がなければ投与できない。また、講習については、一度受けると有効となっているが、今年から始まることなので、今後の専門委の判断で追加講習等出てくる可能性もあるとの答弁がありました。

次に、第10款教育費の質疑として、給食費無料化について、新しい施策なので十分な論議の上での結論と思うが、どのくらいの時間をかけて議論をしてきたのかとの質疑に対し、今回のきっかけは、少子化対策について市長からの指示を受け、予算査定の中で各部に対し、具体的なメニューについて検討を求めた結果、1週間後に給食費無料化、市営バス無料化等々の5種類の経済的支援策が案として出された。教育に伴う経済的負担の軽減は、国・北海道が進める少子化対策でもあり、市内のアンケート結果から一番ニーズが高く、市民の声に合致していると判断し、この5種類でどのメニューがよいか、さらに1週間かけて職員の意見を聞いた結果、給食費無料化が多かった。市長については、職員の意見結果をあえて言わずに5種類のメニューについて説明したところ、対象者すべてに公平で、かつインパクトの強い施策として受け入れられると、市長みずからも給食費無料化を選択した。結論に至るまでは3週間程度の時間をかけて協議してきたとの答弁がありました。

給食費無料化については、三笠市が非常に厳しい財政状況の中で1,200万円をかけて実施するとなれば、議員から別な角度でさまざまな政策提言があるのは当然であり、行政はこれらの提言を吸い上げていくことに期待をする。また、今回の給食費無料化は、全国に類を見ないユニークな政策で、市民から歓迎の声が聞かれるが、それだけ少子化対策に対する関心が高く、重要課題であるのは言うまでもないが、特にこのような重要な予算を議決するに当たっては、教育委員会においても徹底的な議論があり、確信の上で提案されてしかるべきと感ずるが、教育委員会はどのような議論をし、経過を経てきたのかとの質疑に対し、少子化対策を支援するという大きな視点に立って基本的な計画を描くのは、市長部局、企画サイドがしっかりとビジョンを持たなければならない、その具体的な事業内容を所管が担当するので、理解をいただきたい。また、教育委員会の論議については、今年1月に委員に対して事前情報として考え方をお知らせし、2月の教育委員会で正式に議題として論議している。さまざまな意見が出されたが、最終的に賛成で決定し、市長に予算要求をしたところであるとの答弁がありました。

市長の政策提言として受けとめるが、教育委員会においても重大視して論議されなければならない。十分な議論がなされてこなかったとすれば、今後は気をつけて対応願いたい。また、今回の提案が議決された場合、市民周知をいかに行うのか。考えがあれば聞かせてほしいとの質疑に対し、議決された後は、校長会を通じて各学校から家庭へ書面で通知をする。全市民には5月号の広報で周知していきたい。そのほか、機会があれば市民周知していきたいとの答弁がありました。

次に、第11款公債費の質疑として、市債について、平成18年度末でようやく100億円を切る状況となってきたが、市債残高はどのように推移していくのかとの質疑に対

し、毎年の事業費充当一般財源を7,500万円、起債のベースを4億6,200万円で見込んだ場合、平成19年から23年の5年間で約40億円の残高の減を見込めるので、60億円ぐらいになっていくと考えている。基本的には、毎年の予算査定で決まると、償還条件もあるので変動はあるが、起債の発行を抑えて償還をしていくので減る方向であるとの答弁がありました。

次に、第13款予備費、歳入全般、予算事項別明細書、継続費に関する調書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書及び一般会計予算書については、特段の質疑もなく、一般会計の全般にかかわる総括質疑として、第10款教育費の小学生給食費無料化について、市民の評価は賛否両論である。今回の予算1,200万円の財源を限度とするなら、中学生を含む義務教育全般へ拡大し、例えば小学生は給食費を5割補助、中学生では4割を補助するなど、無料ではなくても補助制度を設けることで、義務教育に係る父母の負担軽減を図ることはできないのか。今後の市長の政策として検討をお願いしたいとの質疑に対し、少子化対策支援は今に始まったことではなく、日本全体では昭和47年ごろから出生率の低下が懸念され始め、国を挙げていろいろと取り組んできている。しかし、近年の少子化速度は当初の予想以上に激しく、我が国においては、深刻な問題としてクローズアップされてきている。国も出産費用の補助、児童手当の拡充、乳幼児医療費の拡充等々、いろいろな施策を検討しても、なかなか少子化を食い止めるところまではいかないのが現実である。また、教員を対象としたアンケート調査結果をまとめた共同通信社のデータでは、格差社会の進行で経済的に恵まれない家庭の子供たちの学力低下や生活素行の問題が指摘されている。そのような中で大きな視点に立ち、子育て負担を少しでも軽減することができれば、少子化を防ぐための支援につながっていくだろうという思いから、1,200万円という三笠市にとって貴重なお金ではあるが、今回、予算措置をさせていただいた。

また、政府与党間で新たな少子化対策として中間的な取りまとめをした一定の案が出されているが、非常に大きなウエートを占めているのが「子育てを支える地域支援の充実」という項目である。これは教育に対する家庭の負担軽減という思いを込めた文書も幾つか見られるところであり、機会あるごとに、そういった点もしっかり踏まえ、国を挙げて子育てに対する支援策の制度化に向けて、要求するところは要求していきたいとの答弁がありました。

以上で、全会計の質疑を終了し、特段の討論もなく、「議案第18号平成18年度三笠市一般会計予算について」は、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第9号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第11号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第12号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第13号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第14号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第18号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第26号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第27号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第28号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第2号から議案第9号まで、議案第11号から議案第14号まで、議案第18号及び議案第26号から議案第28号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第2号について討論を行います。

委員長報告に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

15番(岩崎賢治氏) 議案第2号三笠市国民保護協議会条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

この条例は、武力攻撃事態法に基づいて国民保護法をはじめとする有事体制の自治体レベルでの具体化として提案されたものであります。政府は、国民が他国から武力攻撃を受けた日本有事の場合に、日本国民を保護するための法律だと説明しています。しかし、有事法制をめぐる国会審議の中で、政府は、日本有事の想定、どのような可能性があるかについて具体的な事例を示すことができませんでした。

実際に、小泉内閣が2004年12月に閣議決定した防衛計画の大綱では、2項の「我が国を取り巻く安全保障環境」の中で、「冷戦終結後10年以上が経過し、米国・ロシア間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力・依存関係が一層進展している」という情勢認識のもとで、「我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下」と明記しているのとあります。政府みずからが日本への侵略の可能性が低下していると述べているのに、なぜ今国民保護法の具体化を進める必要があるのか、強い疑問が生じるのであります。

言えることは、国民保護計画が日本を守るものではなく、国民・市民を保護するものでもなく、泥沼化しているイラク戦争のようなアメリカが起こした戦争に具体的に協力する仕組みをつくること、市民・地方自治体・民間機関をこのような戦争に強制的に動員するために必要であるということであり、国民保護を言うならば、今推し進めている日米が一体となった軍事協力の道を断ち切ることこそ、国民保護の最大の保障になると考えるものであります。

今、本市がすべきことは、有事法制、国民保護法の具体化ではなく、平和都市宣言・市民憲章の具体化を図る立場で、有事を起こさせない平和外交の努力こそが重要だということ市民的世論を大きく広げていくことではないでしょうか。

以上の立場から、本条例に強く反対することを表明して、討論を終わらせていただきます。

議長(扇谷知巳氏) 次に、賛成の議員の発言を願います。

森田議員。

13番(森田三男氏) 議案第2号三笠市国民保護協議会条例の制定について、私は委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

本案は、平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、市町村に国民保護協議会の設置が義務づけられたことにより、本市における国民保護協議会の設置及び組織の運営に関し、必要な事項を定めるものであり、国や北海道と連携しながら、市民の安全、安心な生活を守るという観点から、本案に賛成いたします。

議長(扇谷知巳氏) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第2号について採決をします。

本案に対する第1予算審査特別委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(扇谷知巳氏) 賛成多数です。

したがって、議案第2号三笠市国民保護協議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、これより議案第3号について討論を行います。

委員長報告に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

15番(岩崎賢治氏) 議案第3号三笠市障害者自立支援条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

昨年の通常国会で、全国的な障害者家族の反対運動の盛り上がりの中で廃案となった障害者自立支援法は、解散総選挙の後、秋の特別国会多数となった政府与党が再提出して成立したものであります。この法律がこの4月から段階的に施行されます。

これまでの障害者福祉サービス、支援費制度は、収入に応じた負担方式によって負担は低く抑えられていたことから、ホームヘルプや通所施設は95%の人が無料で利用できました。

ところが、障害者自立支援法では、これら障害者が利用しているサービスや公費負担医療は、障害者が利益を受けるものだとして、その利益に応じて負担をするという応益負担の考え方を導入し、原則1割の定率負担としました。応能から応益1割負担の導入によって利用者負担が高くなるにもかかわらず、制度の詳細は200項目を超える政省令にゆだねられ、法案審議の段階では明確な説明や答弁が行われず、障害者団体の反対運動は一層高まってまいりました。負担額は一般で3万7,200円、低所得2階層で2万4,600円、低所得1階層で1万5,000円、生活保護世帯でゼロ円となりました。また、この06年度予算措置として、障害者へのサービスを提供する社会福祉法人が低所得の障害者に定率負担の減免を行う場合の公費助成額が36億円を計上いたしました。しかし、これまでの支援費制度と比べれば、両者には大幅な負担増になります。障害者の負担増総額は700億円、逆に国庫負担の削減は350億円になるのであります。

こういったことから、本条例は障害者を助ける内容のものでなく、逆に障害者に負担を押しつけるものとなるものと言わざるを得ません。

以上の立場から、本条例には反対するものであります。

議長(扇谷知巳氏) 次に、賛成の議員の発言を願います。

斉藤勲議員。

2番（斉藤 勲氏） 議案第3号三笠市障害者自立支援条例の制定について、私は委員長報告に賛成の立場で意見を申し上げます。

本件は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づき、障害者福祉サービスにかかわる給付その他の支援を行うために制定するものであります。

その内容については、利用者の負担額などが従来の制度より負担が多くなっていますが、利用負担額、医療支援等について低所得者に対し、補足給付、減免等の一定の配慮がされていることもあり、国の制度改正に向けて引き続き努力されるよう要望し、委員長報告に賛成いたします。

議長（扇谷知巳氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第3号について採決します。

本案に対する第1予算審査特別委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（扇谷知巳氏） 賛成多数です。

したがって、議案第3号三笠市障害者自立支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、これより、議案第4号について討論を行います。

委員長報告に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 議案第4号三笠市身体障害者等支援費条例の一部を改正する等の条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

この法案は、議案第3号の討論と同様の趣旨をもって反対するものであります。

議長（扇谷知巳氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

斉藤勲議員。

2番（斉藤 勲氏） 議案第4号三笠市身体障害者等支援費条例の一部を改正する等の条例の制定について、議案第3号三笠市障害者自立支援条例の制定についての賛成意見と同趣旨により、委員長報告に賛成いたします。

議長（扇谷知巳氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第4号について採決します。

本案に対する第1予算審査特別委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(扇谷知巳氏) 賛成多数です。

したがって、議案第4号三笠市身体障害者等支援費条例の一部を改正する等の条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第5号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第6号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第7号三笠市職員給与条例及び公益法人等への三笠市職員派遣等条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第8号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例及び三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第9号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第9号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、これより、議案第11号について討論を行います。

委員長報告に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

15番(岩崎賢治氏) 議案第11号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

年金生活をしている高齢者の場合、負担増は一層深刻になってきています。既に昨年2月には、年金から天引きされる所得税が増税され、年寄りには死ねと言うのかという怒りの電話が社会保険庁などに殺到いたしました。06年度には住民税も増税となり、これら増税に連動して、国民健康保険料や介護保険料も負担増になります。それに加えて、定率減税の半減、廃止、介護保険料基準額の引き上げ、老人医療の自己負担引き上げなどが相次いでかぶさってきます。介護サービスを利用する人の場合は、ホテルコストの負担もかかります。その上唯一の収入である年金給付までマイナススライドとなるのであります。増税に伴って、国保料や介護保険料の雪だるま負担増が起きる問題、政府も問題の重大さを無視できなくなり、税や保険料の負担増を一度に行わず、08年度までかけて段階的に行うような激変緩和措置を設けています。この措置が適用される場合は1回ごとの引き上げ額が少なくなりますが、具体的な負担増の額は年収や家族構成、居住する市町村などによって違いますが、3年にわたって連続的な負担増が続くこととなります。

具体的な負担額は、居住費が1万円、負担食費は2万4,000円が4万2,000円となります。一定の1割の定率自己負担と合計した場合、平均的な入院負担額は現在の4万6,000円から9万4,000円に引き上げられることになるのであります。そのほか、高額療養費の自己負担限度の引き上げあるいは保険料納付率の低下、介護関係費、養護介護サービスの切り捨て、軽度者への車いす、特殊ベッドの貸与も廃止、そして介護保険料

は引き上げる、こういう問題点は三笠市民にとって負担が多くなりこそすれ、軽減することはないという問題であります。

以上の立場から、本案については反対をさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 議案第11号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

高齢化社会が進展する中で、高齢者の方が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を送るためには、予防事業の充実が必要であります。今回の条例改正は介護保険法の改正に伴うもので、介護を必要とする状態を予防する観点に立ち、これまで市単独で実施していた事業について、介護保険の予防事業として実施し、介護を必要とする状態を予防するとともに、利用料金等について、介護保険被保険者との整合性を図るものであります。これからの長寿社会を健康で安心して暮らしていくためには、自分の健康は自分でつくることが大事であり、そのためにも予防事業の充実が必要であります。

以上から、議案第11号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定については、賛成いたします。

議長（扇谷知巳氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第11号について採決します。

本案に対する第1予算審査特別委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（扇谷知巳氏） 賛成多数です。

したがって、議案第11号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、これより、議案第12号について討論を行います。

委員長報告に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 議案第12号三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本条例も、議案第11号と同様の趣旨で反対するものであります。

議長（扇谷知巳氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 議案第12号三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特

別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

本条例の改正については、議案第11号と同様に、高齢者が介護を必要とする状態にならないための予防事業の実施や障害のある方が地域で安心して暮らせる社会を目指し、障害者自立支援法の制定に伴い改正を行うものであります。高齢者や障害のある方が住みなれた地域で自立して日常生活を送るためにも、議案第11号の賛成趣旨と同様に、議案第12号三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定についても賛成いたします。

議長（扇谷知巳氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第12号について採決します。

本案に対する第1予算審査特別委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（扇谷知巳氏） 賛成多数です。

したがって、議案第12号三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第13号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第13号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第14号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第14号平成17年度三笠市一般会計補正予算(第6回)については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、これより、議案第18号について討論を行います。

委員長報告に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

15番(岩崎賢治氏) 議案第18号平成18年度三笠市一般会計予算について、反対の立場から討論させていただきます。

今、日本では、生活のあらゆる分野をもうけの対象にする小泉構造改革が、財界の言いなりに自民・公明と2大政党を競う民主党によって進められ、勝ち組、負け組の言葉が生まれるほど格差社会が作り出され、貧富の差も大きくなって、暮らしや平和を大事にする政治への願いが切実になり広がっています。

婦人団体の生活実態調査では、9割を超える人が生活の苦しさを訴えています。配偶者特別控除廃止などによる増税や社会保険料の大幅増が追い打ちをかけ、家計は悲鳴を上げています。消費税の増税など、決して許されません。

三笠では、高齢化が進むとともに、生活保護を受ける世帯もふえて、全道一の生保受給率とNHKで放映されました。北海道の冬に欠かせない灯油の価格が高く、生活困難に追い打ちをかけています。交通の便も中央バスの縮小で不便になっています。人口の減少は292名の減で、おおよそ300人になります。2006年2月1日の人口は1万2,097人となり、高齢化はますます進んでいます。老後も三笠で暮らしたいと願っている市民も多く、施設の入所は希望はふえますが、施設待機者はことぶき荘で156名、三楽荘で36名となり、合わせて200人に上っております。施設収容人員と同じだけの待機者となり、数年間待ち時間は同じであります。住民の立場に立ったまちづくり、予算や子育てや介護を応援する安心と安全のまちづくりがいよいよ求められてきているのではないのでしょうか。

命の軽視の政治に不安が高まっています。安全な国産のものを食べたいの願いは8割を超えています。アメリカの牛肉の輸入禁止や政府の備蓄米は不足しているのに、豊作の年でもふやされず、余剰米として1俵3,000円で安く買われ、農家は採算もとれず怒りが広がっています。

子供の数も減って、学校の環境も変化しています。学校では自立できる人間づくり、みずから学び、考え、行動できる人間性豊かな子供たちの育成を目指して取り組んでいます。岡山小学校、萱野中学校では全校挙げて平和の学習も進んで、靖国参拝問題も学んで、次世代への平和を引き継ぐ努力が進められています。一人一人の命と人権を大切にする連帯感あふれる教育や社会を築いていくことが求められています。

京セラキンセキ三笠工場の縮小と人員削減で、正職員の多くが江別工場に移り、パート派遣労働者は整理となり、失業者がふえています。若い人の働く仕事も少なく、パート、臨時ばかりで労働時間も長く、女性でもサービス残業で8時に帰宅するなど、親も心配が

絶えません。

こうした状況の中で、市民生活にかかわる一般会計は、国民保護協議会問題、障害者自立支援条例、介護保険問題、保健福祉事業利用料あるいはデイサービスセンター、特別養護老人ホーム問題など、さらに鉄道村、遊園の委託事業、公用車等々の助成や見直してしかるべきものがあることを指摘させていただきながら、本案の反対討論とさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

猿田議員。

10番（猿田重夫氏） 議案第18号平成18年度三笠市一般会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

平成18年度三笠市一般会計予算の編成に当たっては、三位一体の改革による地方交付税や国保補助負担金等の減額が見込まれる中で、人件費等経費の見直しを図り、歳出規模の改善に努め、健全な財政運営を目指した予算であると受けとめることができます。また、限られた財源の中で、自立に向けたまちづくりとして振興開発構想の推進のために施策の展開を図るとともに、少子化対策支援事業として小学校の給食費無料化など、市民に希望を与える予算であると評価します。さらに、収納率の向上努力や負担の適正化も見られ、市民にとって公平で理解の得られる予算であると認め、平成18年度三笠市一般会計予算については賛成いたします。

議長（扇谷知巳氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第18号についてを採決します。

本案に対する第1予算審査特別委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（扇谷知巳氏） 賛成多数です。

したがって、議案第18号平成18年度三笠市一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第26号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第26号土地の取得については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決さ

れました。

次に、議案第27号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第27号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第27号市道路線の廃止については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第28号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第28号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第28号市道路線の認定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第10号、議案第15号から議案第17号まで及び議案第19号から議案第25号までについて(委報第2号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の3 委報第2号、議案第10号、議案第15号から議案第17号まで及び議案第19号から議案第25号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において第2予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇報告願います。

(第2予算審査特別委員長儀惣淳一氏 登壇)

第2予算審査特別委員長(儀惣淳一氏) これより、第2予算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第10号、議案第15号から議案第17号まで及び

議案第19号から議案第25号までについての計11件であります。

以下、順次御報告いたしますが、審査の詳細につきましては、一部割愛の上、簡略に御報告申し上げます。なお、御配付の文書及び説明資料につきましても、省略させていただきます。また、審査の順序につきましては、審査日程表に基づき質疑を行ったところでございます。

最初に、「議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。その主な質疑としまして、1、今回の改正に伴い、保険料月額3,210円を3,957円に改正する具体的な根拠はどこにあるのか。また、改正によって施設側、利用者側にとってどういった影響があるのかとの質疑に対しまして、算定の手順として、まず要介護認定者数、サービス利用者数のそれぞれ3年間の平均を推計し、それに係る3年間の介護費用を出します。次に、それらの数値をもとに、国等の負担金を除き、第1号保険料賦課総額及び第1号保険料の算出を行い、3年間の平均基準月額を設定する。最後に、これまでの数値を加え、国・道・市の負担金及び支払基金交付金を除き、標準給付費を算出し、これに必要経費を考慮し、今回の月額保険料3,957円になった。また、改正に伴い、現在の要介護1が要介護1と要支援2とに分けられ、判定の結果、要介護1から5までについてはこれまでの利用と変わらないが、要支援1及び2の判定を受けた方は新予防給付が実施される。施設側については、これはあくまで保険料なので、施設利用については影響はない。ただ、保険料が高くなるので、介護報酬等により、施設の収入は上がったりすることが予想されるとの答弁がありました。

続きまして、2、今回の改正により、高齢者率が上がっていく中で、介護にかかわる施設がふえていく可能性があり、それによって入所者の選択肢もふえていくが、グループホームの規制は今後どう変化していくのか。また、介護施設をどう管理していくのかとの質疑に対しまして、グループホームに関しては、平成17年度までは道が権限を持っていたが、今後は市町村が持つことになり、見込み量の範囲内で制限できることが可能になった。ただ、市外の施設の利用はできなくなってしまう。以前から利用している方は問題ないが、新たに入所される方は、あくまでも在住している市町村のグループホームに入所しなければならないのが基本である。また、今後、高齢者率は高くなっていくが、実際の高齢者数は横ばいになりつつあり、施設の規模も高齢者数で判断していく。将来的には逆に減っていく傾向にある。施設の維持管理については、現時点の保険料は若干の余裕を持って設定しており、一、二程度の施設の受け入れは可能であり、十分賄えると予測しているとの答弁があり、議案第10号については、反対、賛成の討論終了後、採決の結果、賛成多数により原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について」、「議案第16号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算について」、「議案第17号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算について」及び「議案第19号平成18年度三笠市老人保健特別会計予算について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、「議案第20号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計予算について」であります。その主な質疑といたしまして、単純に毎年6,000万円ずつ基金を取り崩していくと5年後には基金がなくなってしまう可能性があるが、今後どの段階まで見据えて現政策を続けていくのか。また、この先どの程度の基金の保有が必要になるのかとの質疑に対しまして、平成16年度に保険料の引き下げを実施し、当初の計画として10年間、平成25年度までの試算を行った。その中で、基金の適正値は保険給付費15億円の5%と言われており、約8,000万円程度とされております。よって、平成25年度には1億円程度の基金を確保できる予定である。ただ、平成20年度に医療制度改革が実施されることから、大幅に医療費の支出がふえることが予想され、その部分を見据えた上で保険料の料率、限度額を定めていきたいとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第20号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号平成18年度三笠市介護保険特別会計予算について」であります。反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、「議案第22号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計予算について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号平成18年度三笠市育英特別会計予算について」であります。その主な質疑といたしまして、滞納額について、返済期限は別として、平成19年度までにしっかりとした返済期限を定め、整理できるのか。また、貸し付ける際、保証人の扱いはどうなっているのかとの質疑に対しまして、現在14名の滞納者がおり、185万8,900円の繰り越しがあり、分割誓約書を交わしているが、その中の1名だけ誓約書どおり支払われていない。今後早期に対応し、悪質な場合は法的措置を講ずることも考えている。また、保証人については、すべて連帯保証人をつけており、本人が返済できない場合は、連帯保証人に請求することになるとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第23号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号平成18年度三笠市水道事業会計予算について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第25号平成18年度市立三笠総合病院事業会計予算について」であります。その主な質疑といたしまして、最近さまざま不祥事が続いているが、特に重油流出事故について再発を防ぐためにどのような対策がとられたか。あわせて、医療体制に対して今後を含め影響は出ないか。また、今回の事故にかかわる損害的経費はすべて委託業者が負担することであるが、現時点での業者の負担はどれほどかとの質疑に対しまして、2月9日の事故以来、いろいろな対策を講じてきた結果、現在では水質も基準値以内に帰り、河川事務所からもそろそろ終息宣言を出してもよいと返事をいただいております。あとは保健所と空知支庁の公害係に水を届け、検査の結果問題がなければ終息宣言を出し

たいと思っている。また、医療体制への影響は現時点では全くなく、今後も影響のないよう、努力してまいります。今後の対策につきましては、操作盤に一定の表示をつけ、警報装置も再度点検し、点検全体の見直しを検討した上でマニュアルを作成する。また、今回の事故にかかわる委託業者の負担は、3月8日現在で850万円になっているとの答弁があり、特段の議論もなく、議案第25号については、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、議案第10号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第15号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第16号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第17号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第19号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第20号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第21号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第22号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第23号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第24号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第25号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第10号、議案第15号から議案第17号まで及び議案19号から議案第25号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第10号について討論を行います。

委員長報告に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

本案は、平成12年度から始まった介護保険制度の保険料を3年に1度、過去3年の経過と今後の3年の介護サービス給付見込みに基づいて保険料を決定するものであります。三笠市の場合、高齢者の負担軽減のため、介護給付準備基金から860万円を取り崩し、3,210円としました。しかし、小泉改革は、医療費をはじめ国民負担を増大させる。さらに、年金の引き下げ、所得税・住民税の増税、消費税の増税まで計画、国からはいじめられ、自治体からも財政難を理由に医療、福祉事業予算が縮小・カット、暮らしにかかわるさまざまな補助金、助成金が見直され、市内経済はもちろん、市民生活も大変な状況になっています。低所得者に対する保険料減免制度の拡充が今ほど求められているときはありません。生活保護の申請ができるにもかかわらず、申請しないで各種料金はきちっと納入し、厳しい生活を余儀なくされている世帯があります。こういう世帯にこそ、まず減免制度の適用を図ってしかるべきであります。一般会計からの繰り出しを含め、年度途中からでも実行されることを期待しながら、本案に反対するものであります。

議長（扇谷知巳氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

高橋議員。

8番（高橋 守氏） 議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告に私は賛成の立場で討論に参加させていただきます。

今回の一部改正につきましては、第3期介護保険事業計画により、平成18年度より平成20年度までにおける介護給付費と新たな地域支援事業、新予防給付の見込み額により、介護保険料を改正することであり、税制改正に伴う負担割合に対しても一定の激変緩和の措置もとられておりますことと、本市においても平均的な値上げであることや受益者が負担すべきものを負担していくこと、また、三笠市独自の国基準額を下回る賦課限度額の設定をしていることなど、適正な改正であると考え、委員長報告に賛成いたします。

議長（扇谷知巳氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第10号について採決します。

本案に対する第2予算審査特別委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（扇谷知巳氏） 賛成多数です。

したがって、議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第15号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第15号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、第2予算
審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第16号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第16号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、第2予
算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第17号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第17号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算については、第2予算審査特別
委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第19号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第19号平成18年度三笠市老人保健特別会計予算については、第2予算審査特別
委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第20号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第20号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、第2予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、これより、議案第21号について討論を行います。

委員長報告に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

15番(岩崎賢治氏) 議案第21号平成18年度三笠市介護保険特別会計について、反対の立場から討論させていただきます。

本案は、議案第10号の三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に基づいて編成されたものであり、議案第10号と同様の趣旨をもって反対するものであります。

議長(扇谷知巳氏) 次に、賛成の議員の発言を願います。

高橋議員。

8番(高橋 守氏) 議案第21号平成18年度三笠市介護保険特別会計予算についても、議案第10号と同趣旨により賛成をいたします。

議長(扇谷知巳氏) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第21号について採決します。

本案に対する第2予算審査特別委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(扇谷知巳氏) 賛成多数です。

したがって、議案第21号平成18年度三笠市介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第22号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 2 2 号平成 1 8 年度三笠市公共下水道事業特別会計予算については、第 2 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 3 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 2 3 号平成 1 8 年度三笠市育英特別会計予算については、第 2 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 4 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 2 4 号平成 1 8 年度三笠市水道事業会計予算については、第 2 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 2 5 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 2 5 号平成 1 8 年度市立三笠総合病院事業会計予算については、第 2 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第 4 議案第 2 9 号 三笠市議会議員定数条例の一部を 改正する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の 4 議案第 2 9 号三笠市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、佐藤議員ほか 3 人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提

出者を代表し、谷津議員から提案理由の説明を求めます。

谷津議員、登壇説明願います。

(11番谷津邦夫氏 登壇)

11番(谷津邦夫氏) ただいま上程になりました議案第29号三笠市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を述べさせていただきます。

地方分権一括法が平成12年4月に施行され、地方自治法の改正で5万人未満の市は26人を上限として議員定数を条例で定めることになりました。何人が適正かの判断基準は明定されておらず、各自治体の実情に合わせ、みずからの判断で定めることになっております。

議会も首長も、ともに地方自治の最終目標である住民の福祉向上を目指して、牽制と均衡の原則に従い、両者の機能分担により行き過ぎを抑え、足らざるを補い、しかも調和のある機能を発揮しなければなりません。三笠市議会は、平成15年第4回定例会において、市民と議会と行政が協働のまちづくりを進めた中での三笠市の自立についての決議をしました。その決議の中で、議員定数問題などの具体的事項について見直しをするということで、自立対策等調査特別委員会を設置したところであります。これまで委員会とあわせ、会派会議などで議論を重ね、慎重に進めてまいりました。道内や空知の全市の議員定数調べ、議会費にかかわる調べ、議員定数削減の推移調べ、自立対策事業別調べなどの資料を参考に議論をしたところであります。その結果、三笠市の財政状況の推移及び昨年実施された国勢調査による人口1万1,924人の規模からして、議員定数については、現行16名を4名減の12名にすべきとの結論に至りました。

地方分権が進み、事務権限の移譲とともに行政の内容が変化し、市民要望も多岐にわたるとともに、議員への期待が高まり、その責務も大きくなっております。この中にあって、定数減の影響を解消し、市民の負託にこたえるためには、みずからが不断の研さんを積み、資質を高め、行政需要、市民要望を的確に把握し、議員としての役割を果たしていくことが市民の信頼を得る最善の道であると信じるものであります。

以上申し上げまして、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしく願います。

議長(扇谷知巳氏) これより、議案第29号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号については、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

これより、議案第29号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 議案第29号三笠市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から討論させていただきます。

憲法によって、地方自治は、住民の住民による住民のための政治を最高の理念としているものであります。地方立法権、自治立法権、自治行政権、自治財政権を基本権限として、地域住民の総意と責任において地方政治を運営できることになっているのであります。地方自治体は国の議院内閣制と異なり、市長も議員とともに住民によって直接選挙される大統領制によっているもので、市長と議会はそれぞれが独走しないよう監視し、牽制し合い、ともに住民の責任を負う並列対等の関係にあります。したがって、議会は実質的に財政を一手に握り、力を持っている行政へのチェック機能を果たすため、地域住民の行政需要を的確に把握し、それを行政の制度運用面に反映させるべきであるのであります。

とりわけ近年は、住民は情報伝達手段の発達により、多くの情報と知識が得られ、それは同時にさまざまな住民要望を生み、産業振興、福祉、教育、環境問題などの行政需要、行政領域ともに増大、多岐をきわめており、加えて地方分権化の進むことに伴う行政の質の向上と拡大に相まって、議会も行政へのより高い監視能力が要請されるのであります。議員もまた従来概念では予想されない高度な見識と行動が求められているのであります。

このため、議員の自己啓発による質的向上のための不断の努力はもとより、議会は本来の役割である行政への監視機能を一層高めるため、広範で多種多様、多岐にわたる住民意思を的確に把握し、これを将来を見据えて行政に反映させる機能を強化していかなければなりません。代議制による議会制民主主義の基本理念として、議員の数を減少すると議員1人当たりの人口がふえ、代表率が低下し、住民意思の反映ができなくなります。日本の議会史の中で、今日ほど議員が活動しているときはなく、議会の活動の量が非常に大きくなってきた。今後、地方分権が進み、より一層の責任を持った政策判断を要請されており、軽々に定数削減を考えるべきではないというものであります。

以上の観点から、本案に反対するものであります。

議長（扇谷知巳氏） 次に、賛成議員の発言を願います。

熊谷議員。

14番（熊谷進氏） 本議案に賛成の立場から討論に加わります。

私は、昭和58年初当選ですが、当時の議員定数は24名、人口は2万2,700人余り。その後、昭和62年を除き、平成3年、7年、11年、そして前回平成15年と、いずれも選挙の前年に2名の削減を行ってきております。今回、4名減の12名の定数は、昭和58年のちょうど半数になります。

行政領域は増大し、多岐にわたり、また専門性を増している今日、果たして三笠市の意思決定機関として、その体をなし得るかどうか。常任委員会も、かつて四つ設置されてい

ましたが、その後3になり、現在は二つ。定数12名で二つの常任委員会とすれば、議会としての監視機能は十分発揮できるであろうか、深い悩みを持ちます。しかし、自立対策事業を推進し、市民にも多くの痛みを求めた経過があって、平成15年12月議会において小林市長が自立表明をし、これに呼応する形で議会決議もいたしました。

こうしたことから、市民の痛みを重く受けとめるとともに、市民意思を尊重しなければなりません。先ほどもありましたが、前年の国調人口は1万1,924名ですが、おおむね人口1,000人につき議員1人との論も、今日的には一定の説得力があると考えます。谷津議員の提案説明とも一部重複いたしますが、定数削減が市民意識の反映低下や監視機能の低下を招かないよう、議員個々が一層不断的努力研さんを重ね、資質の向上を図らなければならないとの所見を述べて、賛成討論といたします。

議長（扇谷知巳氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第29号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（扇谷知巳氏） 賛成議員多数です。

したがって、議案第29号三笠市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 議案第30号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第30号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第30号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見書案第1号 さらなる総合的な少子化対策を
求める意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の6 意見書案第1号さらなる総合的な少子化対策を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤且議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤且議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤且議員、登壇説明願います。

（3番齊藤 且氏 登壇）

3番（齊藤 且氏） 意見書案第1号さらなる総合的な少子化対策を求める意見書を朗読提案させていただきます。

2005年版「少子化社会白書」は、04年の合計特殊出生率が1.29人と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国を初めて超少子化国と位置づけました。予想を上回る少子化の進行によって、これまでの予測よりも1年早く、今年には人口減少社会に転じる可能性がある」と指摘しています。

これまでさまざまな少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯どめがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策についてさらなる検討が必要です。

その上で、少子化対策は、単に少子化への歯どめをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子供たちが生まれてきてよかったと心から思える社会、子供たちのひとみが生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。子育ては、今や地域や社会全体が取り組む課題であり、我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要です。子育てへの経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など、総合的に子育て支援策を展開するべきです。

よって、政府においては、さらなる総合的な少子化対策として、次のような施策を講じるよう強く求めます。

記。

- 1、抜本的な見直しによる児童手当の拡充。
- 2、出産費用等の負担の軽減。
- 3、子育て世帯向けの住宅支援。
- 4、子供を預けやすい保育システムへの転換。
- 5、放課後児童健全育成事業等の充実。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日、北海道三笠市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、少子化・男女共同参画担当大臣、以上であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第1号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第1号さらなる総合的な少子化対策を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第7 意見書案第2号 少子化対策の一環として学校給食費の無料化を求める意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 意見書案第2号少子化対策の一環として学校給食費の無料化を求める意見書を議題とします。

本案については、斉藤勲議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、猿田議員から提案理由の説明を求めます。

猿田議員、登壇説明願います。

（10番猿田重夫氏 登壇）

10番（猿田重夫氏） ただいま上程されました少子化対策の一環として学校給食費の無料化を求める意見書を朗読提案いたしますので、よろしく御採択願います。

我が国の年間出生数は、1973年以降減少傾向が続いていて、現在は当時の約半数にまで減っている。出生率（合計特殊出生率）で最も高かった1971年の2.16から、2003年に続いて2004年も過去最低の1.29にまで低下し、出生数も2001年から4年連続して低下している。長期的に人口を維持できる水準の2.07よりかなり低く、この結果、我が国の総人口は減少に転じ、高齢化が進行しております。人口減少は労働力人口の減少、とりわけ若い労働力の減少と消費市場の縮小による経済への影響が懸念されます。また、高齢化が進むことで、年金、医療、介護などの社会保障費が増加して、国民の負担が増加することが懸念されます。

国においては、平成7年度から11年度までのエンゼルプラン、平成12年度から16年度までの新エンゼルプランに基づいて、保育関係事業を中心に少子化対策を進めてきたが、十分な効果が上がらず、昨年12月には「子ども・子育て応援プラン」を策定されました。しかし、従来の各省施策の延長線上の施策にとまっている感は否めず、ハイペースで進んでいる少子化に歯どめをかけることができるか疑問であります。

各種調査によると、夫婦が最初のあるいは2人目、3人目の子供を持たない大きな理由として、出産・育児費用の負担が重いことや将来の教育費用が高いことなどの経済負担が挙げられており、これらに対する施策の充実・強化が重要であります。

また、全国の小中学校教員を対象としたアンケートの調査結果をまとめた共同通信社のデータでは、格差社会の進行で経済的に恵まれない家庭の子供たちの学力低下や生活素行の問題も指摘されております。

よって、国を挙げて子育て支援する対策の一環として、国においては学校給食費の無料化を図り、子供を持つことの経済的負担の軽減を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日、北海道三笠市議会。

提出先は、下記のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第2号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第2号少子化対策の一環として学校給食費の無料化を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、平成18年第1回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員